



株式会社 ヒラノ テクシード

第101回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2025年6月26日 (木曜日) 午前10時

目 次

開催場所

奈良県北葛城郡河合町大字川合101番地の1 当本社

(末尾の株主総会会場のご案内をご参照ください。)

議案

第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役(監査等委員である 取締役を除く。) 7名選任 の件

第101回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	12
連結計算書類	31
計算書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
監查報告	35

事前にインターネットにより議決権を行使いただいた株主 様の中から抽選で100名様に電子ギフト(500円相当)を 贈呈いたします。詳しくは4頁をご確認ください。

- ・事前にインターネット又は書面(郵送)による議決権の事前行使をお願い申しあげます。
- ・株主総会ご出席の株主様への<u>お土産は取り止め</u>とさせていただいております。 何卒ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

株 主 各 位

奈良県北葛城郡河合町大字川合101番地の1 株式会社 **ヒラノ テクシード** 取締役社長 岡 田 薫

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第101回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

当日のご出席に代えて、インターネットまたは同封の議決権行使書のご返送により事前に議決権を 行使いただくことができます。

なお、議決権の行使につきましては、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討の上、4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」に従って、2025年6月25日(水曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第101回定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。

https://www.hirano-tec.co.jp/investors/meeting.html (上記ウェブサイトにアクセスいただきご確認ください。)



また、上記のほか、東京証券取引所(東証)ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご 覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス) https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき「銘柄(会社名)」に「ヒラノテクシード」または「コード」に「6245」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

敬具

1.日 時 2025年6月26日 (木曜日) 午前10時

2. 場 所 奈良県北葛城郡河合町大字川合101番地の1 当本社 (末尾の株主総会会場のご案内をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第101期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第101期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 7名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお 願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述の各ウェブサイトにその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきますのでご了承ください。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「会社の体制及び方針」「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計 監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎今後の状況により株主総会の開催・運営予定に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (https://www.hirano-tec.co.jp/) にてお知らせいたします。

<決議ご通知及び株主通信の掲載のお知らせ>

当社では、昨今のインターネット等やスマートフォンの普及及び地球環境への配慮の観点から、「定時株主総会決議ご通知」は当社ウェブサイト(https://www.hiranotec.co.jp/investors/meeting.html)への掲載のみとし、紙面による発行は取りやめております。これにともない、「株主通信」につきましても、当社ウェブサイトにて開示させていただいております。

株主の皆様におかれましては、何卒ご理解をいただきますとともに、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。



上記QRコードを読み取り、アクセスをお願いいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。 議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権を 行使される場合

5頁のご案内に従って、議案に 対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日 (水曜日) 午後5時入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に 対する賛否をご表示のうえ、切手 を貼らずにご投函ください。

※郵便事情等により到着まで日数を要する場合がございますので、お早めにご投函ください。

行使期限

2025年6月25日 (水曜日) 午後5時到着分まで



株主総会に 出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場 受付にご提出ください。

開催日時

2025年6月26日 (木曜日) 午前10時

事前にインターネットにより議決権を行使いただいた株主様の中から、議案の賛否にかかわらず、抽選で100名様に電子ギフト(500円相当)を贈呈いたします。議決権行使後に表示される画面のご案内に同意いただくと、応募フォームへ遷移しますので、アンケートにご回答いただき必要事項をご記入のうえ、ご応募ください。当選された方には株主総会後2週間程度でギフト受取用URLを記載した電子メールが届きますので、ギフト受取サイトにてお好きなギフトをお受け取りください。

- ※ 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権において、議案に対する賛否の表示がない場合は、 賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ※ インターネット及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権を行使いただけます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力する ことなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- **2** 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」 を入力しクリックしてください。



3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の剰余金の処分につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、内部留保にも意を用 い、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 45円

680,588,820円 総額

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2025年6月27日

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 7名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。) 全員(7名)は、本定時株主総会終結の時をもって 任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。) 7名の選任をお 願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会から本議案について特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	再任 第2	1981年 3 月 当社入社 2013年 7 月 設計部部長代理 2014年 6 月 取締役 2015年 6 月 代表取締役社長(現在) 【取締役候補者とした理由】 岡田薫氏は入社以来、主に設計、生産技術等に携わり、当社における生産部門での経験と知見が豊富であります。また、取締役として、経営全般の監督と重要事項の決定を適切に行うとともに、当社の持続的な企業価値向上の実現のため適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	再任 安 居 宗 則 (1960年1月8日生) 【所有する当社の株式数】 17,823株 【取締役会への出席状況】 17回/17回(100%)	1982年 3 月 当社入社 2007年 4 月 総務部部長代理 2012年 6 月 取締役 2018年 6 月 常務取締役 2024年 4 月 常務取締役生産・製造支援部門管掌(現在) 【取締役候補者とした理由】 安居宗則氏は入社以来、主に製造、総務部門に携わり、生産部門と管理部門の経験があり、研究開発部門では担当役員として、新技術開発を牽引してまいりました。多岐にわたる分野の責任者として管理能力を有しており、今後の当社の持続的な企業価値向上の実現のため適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。
3	再任 原 豊 史 (1964年8月12日生) 【所有する当社の株式数】 8,809株 【取締役会への出席状況】 17回/17回(100%)	1989年 4 月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)入行2014年 4 月 同行 難波支店長2017年 6 月 当社へ出向 総務部部長付2018年 4 月 当社入社 総務部部長代理2018年 6 月 取締役2024年 4 月 取締役兼執行役員コーポレート部門管掌(現在)【取締役候補者とした理由】原昌史氏は金融機関における豊富な経験から、財務・会計に関する深い造詣を有しております。2018年6月に取締役に就任し、管理部門全般に携わりその職責を適切に果たしております。今後の当社の持続的な企業価値向上の実現のため適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
4	再任 デ 森 克 洋 (1965年10月10日生) 【所有する当社の株式数】 14,309株 【取締役会への出席状況】 17回/17回(100%)	1988年 3 月 当社入社 2016年 4 月 設計部長 2018年 6 月 取締役 2023年 5 月 取締役兼執行役員設計・開発部門管掌(現在) 【取締役候補者とした理由】 大森克洋氏は入社以来、主に設計部門に携わるとともに、様々な装置開発を通じて、当社におけるコーティング技術の向上に貢献してまいりました。2018年6月に取締役に就任し、設計部長としてその職責を適切に果たしております。今後の当社の持続的な企業価値向上の実現のため適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。
5	再任 会 (1961年9月2日生) 【所有する当社の株式数】 1,440株 【取締役会への出席状況】 13回/13回(100%)	1991年 3 月 伊藤忠商事株式会社入社 2020年 4 月 当社へ出向(同年7月転籍) 執行役員 2024年 4 月 執行役員営業部門長 2024年 6 月 取締役兼執行役員営業部門管掌(現在) 【取締役候補者とした理由】

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
	再任 社外取締役候補者 独立役員 藤 本	1975年 4 月 新日本理化株式会社入社 2004年 6 月 同社代表取締役社長 2020年 6 月 同社代表取締役会長執行役員 2021年 6 月 当社社外取締役(現在) 2025年 4 月 新日本理化株式会社取締役(現在) <重要な兼職の状況> 新日本理化株式会社取締役
6	(1953年1月2日生) 【所有する当社の株式数】 3,200株 【取締役会への出席状況】 15回/17回(88%)	藤本万太郎氏は、新日本理化株式会社において代表取締役社長、同会長執行役員を歴任し、企業経営に関する幅広い知識と豊富な経験を有しております。化学業界に関して深い知識を有しており、営業、企画管理部門の業務に長年携わっております。その経験から経営の監督を行い当社の内部統制の強化及び持続的な企業価値向上の実現のために、経営の透明性、コーポレートガバナンスの向上に資する客観的な助言・提言及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって4年となります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
7	再任 社外取締役候補者 独立役員 小 西 隆 志 (1960年6月17日生) 「所有する当社の株式数」 1,000株 【取締役会への出席状況】 16回/17回(94%)	1985年 2 月 東洋炭素株式会社入社 2016年 3 月 同社代表取締役社長 2018年 5 月 同社代表取締役社長退任 2018年 5 月 大和田カーボン工業株式会社代表取締役社長 2019年 1 月 同社相談役 2020年 3 月 同社退社 2021年 6 月 当社社外取締役(現在) 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 小西隆志氏は、東洋炭素株式会社、大和田カーボン工業株式会社にて代表取締役社長を歴任し、企業経営に関する幅広い知識と豊富な経験を有しております。長年技術部門、品質保証部門、製造部門に携わり企業価値向上に貢献してきました。その経験から経営の監督を行い当社の内部統制の強化及び持続的な企業価値向上の実現のために、経営の透明性、コーポレートガバナンスの向上に資する客観的な助言・提言及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって4年となります。
(注) 1	々に出せい出せいの間には	特別の利害関係けなりません

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 藤本万太郎氏及び小西隆志氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
 - 3. 藤本万太郎氏及び小西隆志氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の独立性判断基準を満たしており、本総会において両氏の再任が承認された場合、両氏を独立役員として引き続き届け出る予定であります。
 - 4. 当社は藤本万太郎氏及び小西隆志氏との間で会社法第427条第1項に基づき、任務を怠ったことによる損害 賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であり ます。なお、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としております。
 - 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により被保険者に対して、会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害につき塡補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社及び連結子会社の会社法上の取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は塡補されないなどの免責事由があります。

各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約は2025年10月に更新される予定であります。

6. 鶴谷信佳氏の取締役会への出席状況は、2024年6月26日就任後の状況を記載しております。

くご参考>

本株主総会における第2号議案が原案どおりご承認いただけた場合の当社経営体制におけるスキルマトリックスは、以下のとおりであります。

					 専門性	 、経験		
氏名	地位	独立	企業 経営	営業	財務会計	開発製造	法務	国際性
岡田薫	取締役社長 (代表取締役)		0	0		0		
安居宗則	常務取締役		0			0	0	
原昌史	取締役				0		0	
大森 克洋	取締役					0		0
鶴谷信佳	取締役			0				0
藤本 万太郎	社外取締役	•	0	0				
小西 隆志	社外取締役	•	0			0		
大久保俊哉	社外取締役 (常勤監査等委員)	•	0		0			
吉田 郁子	社外取締役 (監査等委員)	•					0	
西田 真規子	社外取締役 (監査等委員)	•			0			

⁽注) 上記は各候補者の有する全ての専門性・知見を示すものではありません。

以上

事業報告

(2024年4月1日から) (2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、インバウンド需要の拡大や雇用・所得環境の改善を背景とした個人消費の持ち直しの動きが見られ、企業の設備投資が比較的好調に推移するなか、追加利上げも実施される等、景気は緩やかに回復基調となりました。一方で、依然エネルギー価格や原材料価格の高騰が継続しており、為替や株価の動きが不安定になる等、先行き不透明感は払拭されない状況で推移いたしました。

世界経済は、高金利水準が継続する欧米の状況や年度後半には米国新政権による関税引き上げへの懸念が高まり、企業の設備投資が停滞する場面も見られました。

また、中国におきましては、不動産市場の停滞が継続しており、景気の減速感は払拭されず不 透明な状況となっています。

その他長期化するロシアによるウクライナ侵攻や中東紛争の緊迫化等の地政学リスクもあり、金融資本市場等の経済の先行きは不透明な状況で推移しております。

当社グループにおきましては、「成長基盤の確立~収益性・生産性の拡大」をスローガンとし、新たにスタートした『中期経営計画2024-2027年度』のもと、企業価値向上に向け邁進いたしましたが、北米におけるEV市場が減速する等、市場は大きく変化いたしました。

その結果、当連結会計年度の売上高は48,355百万円(前期比3.0%増)となり、利益面では営業利益は1,681百万円(前期比48.0%減)、経常利益は1,894百万円(前期比44.2%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は905百万円(前期比62.8%減)となりました。

エネルギー分野を中心とした北米での付帯工事の貢献により、売上高は堅調に推移いたしましたが、長納期に伴う産業資材や人件費の高騰に加えて、至近のEV市場の減速やトランプ政権下における米国の財政政策や通商政策等の影響により、主要顧客の設備投資計画が見直され停滞が発生し、納期の延期要請等に伴う保管場所や外注先の確保等の経費が増加した結果、大きく業績に影響を及ぼしました。

当該分野の需要に対して経営資源を集中する戦略を取ってきましたが、EV市場の減速に加えて米国新政権の関税政策の影響を見守る動きもあり、受注環境は厳しいものとなりました。

当連結会計年度における受注高は33,106百万円(前期比10.9%増)、受注残高は47,559百万円(前期末比24.3%減)となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

塗工機関連機器

当セグメントは、北米における機械装置の架台や電気工事などの付帯工事が堅調に推移し、売上高は42,020百万円(前期比12.4%増)、うち国内は1,379百万円(前期比13.3%増)、輸出は40,641百万円(前期比12.4%増)となりました。利益面におきましては、EV業界の減速に加え、部材・人件費の高騰や米国政権交代による政策不透明感が影響し、顧客要請に関する費用が増加し生産コストは上昇傾向となり、セグメント利益は2,543百万円(前期比19.7%減)となりました。

受注残高につきましては、40,335百万円(前期比27.7%減)、うち国内は5,418百万円(前期比10.0%増)、輸出は34,917百万円(前期比31.3%減)となりました。

化工機関連機器

当セグメントは、中心となる電子材料関連の成膜装置の売上高が低調となり、売上高は4,645百万円(前期比40.8%減)、うち国内は2,541百万円(前期比37.6%減)、輸出は2,104百万円(前期比44.3%減)となりました。利益面におきましては、売上高の減少による固定比率の上昇に加え、一部の案件にて顧客との仕様決定並びに機械装置の調整に伴うコストが大幅な増加となり、セグメント利益は293百万円(前期比76.7%減)となりました。

受注残高につきましては、6,531百万円(前期比8.0%増)、うち国内は1,983百万円(前期比44.0%減)、輸出は4,547百万円(前期比81.5%増)となりました。

その他

当セグメントは、染色整理機械装置、各種機器の部品の製造及び修理・改造などを行っております。売上高は1,688百万円(前期比1.9%減)、セグメント利益は271百万円(前期比0.8%増)となりました。

受注残高につきましては、692百万円(前期比30.7%減)となりました。

なお、当社グループは2024年11月13日に繊維染色機器事業の一部について事業譲渡契約を 締結いたしました。

企業集団の製品区分別売上高及び受注高

製品区分							売上高(千円)	受注高 (千円)		
塗	I	機	関	連	機	器	42,020,870	26,596,309		
化	エ	機	関	連	機	器	4,645,805	5,127,770		
そ			の			他	1,688,851	1,382,779		
			計				48,355,528	33,106,859		

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度においては、特に大□の設備投資をしておりません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、運転資金として、金融機関より短期借入金6,000百万円の調達を行いました。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当連結会計年度において重要な該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

① 当社グループが製造販売する産業用機械業界の業績は、消費マインドの低下などの金融動向だけでなく、テロなどの国際情勢においても左右されます。

現在、世界的な物価の高止まり、産業資材の供給不安に加えて、金融資本市場の変動リスクなど、景気の下振れ懸念は払拭できない状況であります。

近年のEV需要を背景に、当社はエネルギー関連分野を注力分野と位置付け、経営資源を 集中する戦略を取ってまいりましたが、世界的なEV需要の減速や米国新政権の政策変更等 により、市場の環境が急激に変化し停滞いたしました。

このような環境のもと、顧客の潜在的な需要を掘り起こし、幅広い市場の開拓やアフターサービスニーズ体制を強化し、経営資源を分散する事でリスクを軽減し、収益の確保に努めてまいります。

- ② 市場のニーズが急速に変化する環境のなか、新技術の開発を積極的に推し進め、更なる企業価値向上を目指すとともに、積極的な営業展開と生産性の向上による短納期対応に邁進いたします。
- ③ 当社グループの製品は他社にはない独自の技術のもとに成り立っており、その実現には特殊な素材や部材を数多く用いております。それらを含めた鋼材・部材等で製造原価の約6割を外部からの購入に依存しております。そのため、価格の高騰や市場ニーズの高まりによる資材不足等が発生した場合には製造原価並びに製造工程に重大な影響を及ぼす可能性があります。

現在、不安定な市場環境ではありますが、鋼材等の価格上昇リスクは高まっております。 このような状況のなか、工程管理に注視した資材の早期発注、コスト管理の徹底及び生産性 向上に努めてまいります。

④ 当社グループは多岐にわたる市場に技術を提供しており、設備の更新及び増設の頻度は 様々であります。数年から数十年にわたり利用される製品ゆえに、継続的な固有の技術から その時代に応じた新技術が求められます。

高まる顧客ニーズに対応するためには次代を担う優秀な人材の育成、固有技術の確実な継承と新技術の開発力の強化が必須であると考えており、〇JTや研修等による育成を進めてまいります。一方で、少子高齢化、価値観の多様化などにより、専門性を有した人材の獲得競争が激化しております。そのため、ワーク・ライフ・バランスの実現等、従業員がその能力を十分に発揮できる環境を整備しつつ、積極的かつ継続的に人材採用を行ってまいります。

(6) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区	分	第98期 (2021年度)	第99期 (2022年度)	第100期 (2023年度)	第101期 (当連結会計年度) (2024年度)
売 上	高(千円)	37,866,565	42,423,860	46,946,274	48,355,528
経常	利 益(千円)	4,122,096	3,219,857	3,394,334	1,894,763
親会社株芸する当期	主に帰属(千円) 純 利 益(千円)	3,103,533	2,243,129	2,438,419	905,898
1株当たり当	当期純利益 (円)	206.07	148.87	161.69	59.91
総資	産(千円)	50,461,942	60,522,418	62,929,568	61,693,290
純 資	産(千円)	34,463,574	35,997,103	38,562,405	38,240,540
1株当たり	純資産額 (円)	2,287.99	2,388.46	2,551.55	2,528.43

⁽注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中の平均発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区	分	第98期 (2021年度)	第99期 (2022年度)	第100期 (2023年度)	第101期 (当事業年度) (2024年度)
売 上	高(千円)	35,513,431	41,093,678	43,157,638	29,772,341
経常	利 益(千円)	3,606,581	3,060,724	2,910,816	733,844
当期純	利 益(千円)	2,819,879	2,182,386	2,177,346	128,440
1株当たり当	期純利益 (円)	187.24	144.84	144.38	8.49
総資	産(千円)	40,445,154	50,892,575	49,727,927	44,723,109
純 資	産(千円)	25,202,388	26,670,587	28,917,373	27,672,179
1株当たり約	純資産額 (円)	1,673.15	1,769.64	1,913.36	1,829.66

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中の平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(7) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の出資比率	主	な	事	業	内	容
ヒラノ打	支研工業株	式会社	50	0,00	0千円	100%	産業用機	械器具	製造			
株式会	社ヒラノ	K & E	30	0,00	0	100	真空装置	等製造	上及び総		戒等部。	品製造
HIRANC) AMERICA	A, INC.	2,300	,000	DUSD	100	メンテナ	ンスち	ナービス	ス並び	こ各種:	工事

② 特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容(2025年3月31日現在)

当社グループの主要な事業内容は以下のとおりであります。

塗工機関連機器 各種コーティング、ラミネーティング装置並びにこれらに付随する乾燥熱 処理装置及びライン制御装置

化工機関連機器 各種成膜装置、不織布・高機能繊維製造装置、フラットパネル塗布乾燥装

置、並びにこれらに付随する乾燥・熱処理装置及びライン制御装置

そ の 他 染色整理機械装置、各種機器の部品の製造及び修理・改造等

(9) 主要な事業所及び工場の状況(2025年3月31日現在)

本社及び工場 (奈良県北葛城郡河合町)

木津川工場 (京都府木津川市) 東京支店 (東京都千代田区)

(10) 重要な子会社の事業所等(2025年3月31日現在)

	会				社				名		所在	地
ヒ	ラ	1	技	研	I	業	株	式	会	社	奈良県橿原市	
株	式	会	社	L		ラ	1	K	&	Е	奈良県北葛城郡河合町	
ΗΙ	R A	N	0	ΑΛ	ΛЕ	RΙ	СА	,	ΙN	С.	アメリカ合衆国ジョージア州アトラ	ランタ

(11) **従業員の状況** (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区						分	従	業	員	数
塗	I	機	関	連	機	器				63名
化	I	機	関	連	機	器				110
そ			の			他				24
全	社	(共	通)				222
	合				計					419

② 当社の従業員の状況

従	業	員	数	前	期	末	比	増	減	平	均	年	龄	平	均	勤	続	年	数
	318名							44	5増			39.1	歳				14	4.2£	Ŧ.

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

- 2. 従業員数には当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。
- 3. 従業員数には臨時従業員 (パートタイマー・アルバイト) は含んでおりません。

(12) 主要な借入先及び借入額(2025年3月31日現在)

	借			入			4	先	僧	Ī	入	金	残	高
株	式	会 社	Ξ	菱	U	F	J 釒	艮 行					2,008,	800千円
株	式	会	社	1)	そ	な	銀	行					1,566,	760
株	式	会	社		南	都	銀	行					1,281,	000
株	式	会	社		紀	陽	銀	行					658,	000
株	式	会	社	Ξ	+	=	銀	行					658,	000
株	式	会	社	み	ਰ "	Œ	銀	行					481,	000

(注) 2025年3月31日現在の借入残高が、1億円以上の金融機関を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項(2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

50,000,000株

(2) 発行済株式総数

15,394,379株

(3) 株主数

7,703名

(4) **大株主の状況**(上位10名)

株	主	名	当社への	出資状況
171	<u> </u>		持株数 (千株)	持株比率(%)
明治安	田生命保険相互会	注社	1,450	9.59
伊藤	忠 商 事 株 式 会	社	1,450	9.59
۲	ラ ノ	会	1,359	8.99
株式会	社 三 菱 U F J 銀	行	737	4.87
株式	会 社 り そ な 銀	行	620	4.10
光 通	信 株 式 会	社	499	3.30
株式	会 社 南 都 銀	行	450	2.98
立 花	証 券 株 式 会	社	421	2.79
ヒラノラ	テクシード従業員持株	朱 会	336	2.23
J. P. MO FOR AND LIENTS E T S			226	1.49

- (注) 1. 上記の他、自己株式270,183株を保有しております。
 - 2. 持株比率は自己株式数を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取 締 役 (監査等委員を除く)	8,201株	5名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告28頁「4. (6)役員報酬等の内容の決定 に関する方針等」に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役に関する事項(2025年3月31日現在)

Ê	社に	おけ	る地位	Ϋ́	B	10	ź	名	担当及び重要な兼職の状況
代取	表締	取役	締 社	役 長	岡	\blacksquare		薫	
常	務	取	締	役	安	居	宗	則	生産・製造支援部門管掌
取		締		役	原			史	執行役員コーポレート部門管掌
取		締		役	大	森	克	洋	執行役員設計・開発部門管掌
取		締		役	鶴	谷	信	佳	執行役員営業部門管掌
取		締		役	藤	本	万々	郎	新日本理化株式会社 代表取締役会長執行役員
取		締		役	小	西	隆	志	
取 (常	営勤監	締 告査等	手委員	役 _員)	大	久货	录 俊	哉	
取(!	監 査	締等	委員	役	吉	\blacksquare	郁	子	エクスリンク法律事務所 パートナー 株式会社ドーン社外取締役(監査等委員)
取(!	監 査	締等	委員	役	西		真 規	子	西田公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 取締役藤本万太郎氏及び小西降志氏は、「会社法第2条第15号」に定める社外取締役であります。
 - 2. 取締役(監査等委員)大久保俊哉氏、吉田郁子氏及び西田真規子氏は、「会社法第2条第15号」に 定める社外取締役であります。
 - 3. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、業務執行取締役からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員との十分な連携を可能にするため、大久保俊哉氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 - 4. 取締役(監査等委員)吉田郁子氏は、弁護士としての高度な専門知識と豊富な経験を有するものであります。
 - 5. 取締役(監査等委員)西田真規子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 6. 当社は、取締役藤本万太郎氏及び小西隆志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 7. 当社は、取締役(監査等委員)大久保俊哉氏、吉田郁子氏及び西田真規子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 8. 吉田郁子氏の戸籍上の氏名は寺村郁子であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により被保険者に対して、会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害につき塡補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社及び連結子会社の会社法上の取締役及び監査役等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は塡補されないなどの免責 事中があります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

会	社に	おけ	ナる	地	位		氏	:	名	重 要 な 兼 職 の 状 況
取		締			役	藤	本	万	太郎	新日本理化株式会社 代表取締役会長執行役員
取(監査	締等	委	員	役)	吉	\blacksquare	郁	子	エクスリンク法律事務所 パートナー 株式会社ドーン社外取締役 (監査等委員)
取 (監査	締 E 等	委	員	役)	西		真規	1 子	西田公認会計士事務所 代表

(注) 全ての兼職先と当社の間には特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

$\overline{}$		大十尺にの			320 0 (77)	-	
会社	におけ	する地位]	氏	名		出 席 状 況 、 発 言 状 況 及 び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取	締	役	藤	本	万太郎	郎	当事業年度開催の取締役会17回のうち15回に出席し、営業、企画管理部門の業務に長年携わり、企業経営者としても豊富な経験を有し、主に企業経営に関する見地から、経営の監督を行い当社の内部統制の強化及び持続的な企業価値向上の実現のために、経営の透明性、コーポレートガバナンスの向上に資する客観的な助言・提言を行っております。また、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取	締	役	小	西	隆元	志	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、長年技術部門、品質保証部門、製造部門に携わり、企業経営者としても豊富な経験を有することから、主に企業経営に関する見地から、経営の監督を行い当社の内部統制の強化及び持続的な企業価値向上の実現のために、経営の透明性、コーポレートガバナンスの向上に資する客観的な助言・提言を行っております。また、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取(監	締告 査 等	役 委 員)	大	久 保	党 俊 吉	哉	2024年6月26日就任以降、当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席いたしました。また、2024年6月26日就任以降、当事業年度開催の監査等委員会10回の全てに出席し、金融機関や事業会社における豊富な経験による財務・会計に関する深い造詣と企業経営に関する幅広い知識と経験から、経営の透明性、コーポレートガバナンスの向上に資する客観的な助言・提言を行っております。また、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取(監	締告音等	役 委 員)	抬	⊞	郁	子	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席いたしました。また、当事業年度開催の監査等委員会14回の全てに出席し、主に弁護士としての見地から、経営の透明性、コーポレートガバナンスの向上に資する客観的な助言・提言を行っております。また、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

会社における地位	氏 名	出 席 状 況 、 発 言 状 況 及 び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役(監査等委員)	西田真規子	2024年6月26日就任以降、当事業年度開催の取締役会13 回のうち12回に出席し、また、2024年6月26日就任以 降、当事業年度開催の監査等委員会10回のうち9回に出席 し、主に公認会計士としての見地から、経営の透明性、コーポレートガバナンスの向上に資する客観的な助言・提言 を行っております。また、取締役会の意思決定の妥当性・ 適正性を確保するための発言を行っております。

(ご参考)

当社は執行役員制度を導入しており、取締役の執行役員兼務状況は前頁に記載の表のとおりでありますが、2025年3月31日現在の取締役を兼務していない執行役員は、次のとおりであります。

	地	位			氏	名		担当
執	行	役	員	津	\blacksquare	武	明	開発部長
執	行	役	員	中	野		厚	総務部長
執	行	役	員	Ξ	浦	幸	_	営業部長
執	行	役	員	笹	野	祐	史	設計技術部長
執	行	役	員	\blacksquare		章	_	生産部長
執	行	役	員	Ш	根	孝	明	カスタマーサポート部長

(5) 取締役の報酬等

① 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種 (千	1 1/	対象となる 役員の員数
1文 頁 区 刀	(千円)	固定報酬	譲渡制限付 株式報酬	(名)
取締役(監査等委員を除く)	118,078	102,046	16,032	9 (2)
(うち社外取締役)	(10,794)	(10,794)	(-)	
取締役(監査等委員)	23,690	23,690	_	5
(うち社外取締役)	(20,678)	(20,678)	(-)	(4)
合計	141,768	125,736	16,032	14
(うち社外取締役)	(31,472)	(31,472)	(-)	(6)

- (注) 1. 上記には2024年6月26日開催の第100回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び取締役(監査等委員)2名(うち社外取締役1名)を含んでおります。
 - 2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 3. 取締役(監査等委員を除く)の報酬額は2019年6月26日開催の第95回定時株主総会において年額120,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は、7名です。また、この報酬限度額とは別枠で、2019年6月26日開催の第95回定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額は年額40,000千円以内、普通株式の総数は年50,000株以内と決議いただいております。
 - 4. 取締役(監査等委員)の報酬額は2019年6月26日開催の第95回定時株主総会において年額40,000

- 千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名です。
- 5. 上記のほか、2019年6月26日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって取締役(監査等委員を除く)及び取締役(監査等委員)の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役(監査等委員を除く)及び取締役(監査等委員)に対しては、役員退職慰労金廃止までの在任期間に対する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。これに基づき、当事業年度中に退任した取締役2名に対し17,420千円及び取締役(監査等委員)1名に対して7,150千円(監査役在任期間を含む)の退職慰労金を支給しております。

(6) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針(以下「決定方針」という。)を任意の指名・報酬委員会の答申に基づき当社取締役会にて定めております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬として「月例の基本報酬」及び「株式報酬」により構成されております。取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された上限の範囲内において決定しております。報酬の基本方針として、株主の負託に応えるべく、役員の業績向上への意欲を高め、中長期的な企業価値向上に寄与する報酬体系としております。社外取締役の報酬については、職責に照らしその独立性を重視する観点から、固定報酬としての月例の基本報酬のみとしております。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬としております。固定報酬は役位、職責、在任年数に応じて他社水準、従業員給与の水準、当社の業績等を考慮して決定しております。

3. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主の皆様との一層の価値共有を 進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており月例の固定報酬に付与係数を用いて決定 し、毎年一定の時期に支給することとしております。

- 4. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針 業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する 企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容 を決定することとしております。
- 5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

月例の基本報酬、譲渡制限付株式報酬の各取締役への個人の配分については、取締役会決議に基づき、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会において、個人別の配分方針等について審議し代表取締役に答申しております。具体的な金額については、その答申内容を充分考慮し取締役会より一任された代表取締役社長岡田薫氏が役員報酬規程に従って評価配分額を決定しております。

なお、代表取締役社長に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に各取締役の報酬等の内容を決定できると判断したためであり、取締役会において決議した方針に従って、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されております。

取締役会において決議した方針に従って各取締役の個人別の報酬等の内容を決定している旨を、代表取締役社長が取締役会にて表明しているため、取締役会も基本的にその表明を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,850千円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42,025千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査 役等の実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報 告を受けたうえで監査計画の内容、会計監査の職務執行状況の相当性、報酬見積りの算出根拠・ 算定内容について確認し、その適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会 社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記①の金額は、これらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務内容

当社及び当社子会社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非 監査業務)である以下の業務を委託しております。

改正リース会計基準導入に関する助言・指導 ヒラノアメリカ経理規程策定に関する助言・指導

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査等委員全員の同意に 基づき監査等委員会が会計監査人を解任する方針です。

また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は 監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等 委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

科目	金額	科目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	48,505,434	流 動 負 債	22,505,509
現 金 及 び 預 金	11,755,531	支払手形及び買掛金	9,163,114
受取手形、売掛金及び契約資産	31,024,785	電子記録債務	1,464,405
電子記録債権	602,915	短期借入金	6,000,000
在 掛 品	123,415	1年内返済予定の長期借入金	428,596
原材料及び貯蔵品	310,363	リース債務	21,471
前渡金金	2,750,619	未 払 金	2,113,048
l そ の 他	1,962,474	未 払 費 用 未 払 法 人 税 等	146,114 341,012
質 倒 引 当 金	△ 24,671	木 仏 広 人 祝 寺 前	2,209,161
	13,187,855		2,209,101
	7,437,414		66,393
		その他	261,012
	3,976,377	固定負債	947,239
機械装置及び運搬具	1,062,187	長期借入金	329,136
土地	2,099,292	リース債務	57,347
リース資産	78,652	役員退職慰労引当金	64,990
建設仮勘定	10,213	退職給付に係る負債	433,706
その他	210,690	資 産 除 去 債 務	17,126
無形固定資産	416,746	長期 未 払 金	44,933
ソフトウエア	414,979	負 債 合 計	23,452,749
電話加入権	516	【純資産の部】	05.040.055
そ の 他	1,250	株主資本	35,943,857
投資その他の資産	5,333,693	資 本 金	1,847,821
投資有価証券	4,481,501	資 本 剰 余 金	1,398,360 33,011,988
長期前払費用	78,862		33,011,966 △ 314,313
破産更生債権等	478,477	その他の包括利益累計額	2,296,682
退職給付に係る資産	202,840	その他有価証券評価差額金	2,176,079
繰 延 税 金 資 産	183,565	為替換算調整勘定	46,057
そ の 他	386,923	退職給付に係る調整累計額	74,546
貸 倒 引 当 金	△478,477	純 資 産 合 計	38,240,540
資 産 合 計	61,693,290	負債・純資産合計	61,693,290

連結損益計算書

(2024年4月1日から) 2025年3月31日まで)

	科	B	金	額
売	上	高		48,355,528
売	上原	価		41,833,373
	売 上 総	計 利 益		6,522,154
販売	売 費 及 び 一 般 行	管理費		4,840,604
	営業	利 益		1,681,549
営	業 外 収	益		
1	受 取	利 息	1,508	
3	受 取 配	当金	122,386	
1:	償 却 債 権	取 立 益	90,000	
] =	その	他	107,986	321,880
営	業 外 費	用用		
3	支 払	利 息	86,174	
	固 定 資 産	廃 棄 損	18,911	
-	その	他	3,580	108,666
	経常	利 益		1,894,763
特	別損	失		
į	投資有価証	券 売 却 損	7,369	
į	投資有価証	券 償 還 損	19,640	
Í	貸 倒 引 当 金	操 入 額	478,477	505,487
	税金等調整前			1,389,275
		税及び事業税	610,297	
	過 年 度 法		385,000	
	法 人 税 等	調整額	△511,919	483,377
	当 期 紅	祖 利 益		905,898
	親会社株主に帰属	引する当期純利益		905,898

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流 動 資 産	32,340,972	流 動 負 債	16,237,046
現金及び預金	4,395,537	電子記録債務	1,495,483
受 取 手 形	5,571	量 掛 金	2,380,583
電子記録債権	481,731	短期借入金	8,000,000
売 掛 金	1,009,250	1 年内返済予定の長期借入金	401,940
契 約 資 産	23,796,970	リース債務	16,691
性 掛 品	84,989	未払金	1,336,753
原材料及び貯蔵品	278,601	未 払 費 用	120,363
前渡金	999,778	未払法人税等	266,827
前払費用	75,513	前 受 金	1,680,751
未収消費税等	1,196,165	預 り 金	235,707
そ の 他	37,162	賞 与 引 当 金	224,500
質 倒 引 当 金	△ 20,300	製品保証引当金	61,400
固定資産	12,382,136	_ 営業外電子記録債務	16,045
有形固定資産	6,705,030	固 定 負 債	813,883
建物	3,286,914	長期借入金	284,120
構築物	209,444	リース債務	50,730
機械及び装置	952,772	退職給付引当金	416,973
車両運搬具	6,349	資産除去債務	17,126
工具、器具及び備品	194,274	長期未払金	44,933
土地地	1,977,640	負債合計	17,050,929
リース資産	67,421	【純資産の部】	25 405 665
建設仮勘定	10,213	株 主 資 本	25,495,665
無形固定資産	309,074	」 資 本 金 資 本 剰 余 金	1,847,821
	308,055	_	1,398,292
その他	1,019	資本準備金 その他資本剰余金	1,339,654
投資その他の資産	5,368,030	その他資本剰余金 利 益 剰 余 金	58,638 22,563,863
投資有価証券	4,330,443	* 	253,551
関係会社株式	467,225	一	22,310,312
出資金	250	ての個利無利赤金 固定資産圧縮積立金	59,838
長期前払費用	67,787	回足負性圧縮領立並 別 途 積 立 金	3,330,000
破産更生債権等	478,477		18,920,474
団体生命保険	227,371		△314,313
操延税金資産	113,372		2,176,514
- R	161,580	その他有価証券評価差額金	2,176,514
算 倒 引 当 金	△478 , 477	純 資 産 合 計	27,672,179
資 産 合 計	44,723,109	負債・純資産合計	44,723,109

損益計算書

(2024年4月1日から) 2025年3月31日まで)

	禾	<u></u>			E		金	額
売			上		高			29,772,341
売		上		原	価			26,123,283
		売	上	総	利	益		3,649,057
販	売	費及	び —	般管	理 費			3,210,303
		営	業		利	益		438,754
営		業	外	収	益			
	受		取		利	息	39	
	有	価	証	券	利	息	620	
	受	取		配	当	金	231,211	
	償	却	債	権	取立	益	90,000	
	そ			\mathcal{O}		他	98,473	420,344
営		業	外	費	用			
	支		払		利	息	103,445	
	古	定	資	産	廃 棄	損	18,733	
	そ			\mathcal{O}		他	3,074	125,253
		経	常		利	益		733,844
特		別	;	損	失			
	貸	倒	引 当	金	繰 入	額	478,477	478,477
		税 引	前	当	期 純	利 益		255,366
		法人和	兑 、 住	民稅	及び事	第業 税	291,000	
		過 年	度 度	法	人	党 等	385,000	
		法	、税	等	調	整 額	△549,073	126,926
		当	期	純	利	益		128,440

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社ヒラノテクシード

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所

指定有限責任社員

業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 千 﨑 育 利 ------

公認会計士 髙 見 勝 文

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヒラノテクシードの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヒラノテクシード及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示 リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断 による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものでは ないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案する ために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、ま

た、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業 会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の 表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示して いるかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する 十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査 人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、 単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因 を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するための セーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社ヒラノテクシード

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所

指定有限責任社員業務執行社員指定有限責任社員

公認会計士 髙 見 勝 文

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヒラノテクシードの2024年4月1日から2025年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を 作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備 及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが 適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づい て継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。 さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 Lの見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関 して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実 性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又 は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除 外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手し た監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなく なる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及 び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第101期事業年度における 取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたしま す。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借 対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連 結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記 表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月30日

株式会社ヒラノテクシード

監査等委員会

常勤監査等委員 大久保俊哉の

監査等委員 吉田郁子印

監査等委員 西田真規子 ⑩

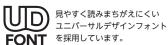
(注) 常勤監査等委員 大久保俊哉並びに監査等委員 吉田郁子及び西田真規子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場のご案内

会場 奈良県北葛城郡河合町大字川合101番地の1 当本社 電話(0745) 57-0681

最寄駅 JR大和路線 法隆寺駅下車 なお、当日法隆寺駅南口に午前9:20分発の当社専用マイクロ バスをご用意いたしますのでご利用ください。







第101回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく 書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

会社の体制及び方針

- I. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要
 - Ⅱ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

第101期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

株式会社 ヒラノ テクシード

上記の事項につきましては、法令及び定款の定めに基づき、書面交付請求をいただいた株主様に 対して交付する書面には記載しておりません。

会社の体制及び方針

I. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は2023年4月24日開催の取締役会において、執行役員制度の導入を決議しそれに伴い、 内部統制システム構築の基本方針の一部を改訂しております。 (執行役員を重要な使用人とし て追記。)

(1) 取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役、執行役員(本基本方針において「執行役員」といい、重要な使用人にあたるものとする。)及び使用人が法令遵守、定款遵守、公正性及び倫理性を持ち行動するためのコンプライアンス体制に係る指針としてコンプライアンス行動規範を定め、周知の上、徹底を図ることで、当社グループでのコンプライアンス体制を実現する。
- ② 取締役社長は、コンプライアンスを経営の基本方針の1つとしてコンプライアンス体制の 整備、維持及び向上に努める。
- ③ 内部通報制度を整備し、通報者の保護を図るとともに、不正行為の早期発見と是正に努める。
- ④ 内部統制システムの運用状況を保証する取り組みとして内部監査室及び内部統制委員会による各部門、子会社における業務の遂行及びコンプライアンスの状況等について監査を実施し、取締役社長及び取締役会にその結果の報告を行う。
- ⑤ 取締役会の監督機能を強化するために独立した立場である社外取締役を選任する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、稟議規程、文書管理規程及び内部情報管理規程に定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。

また、取締役及び監査等委員は、必要に応じ情報の記録を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループの管理体制及び運用状況の審議を行う会議体として、リスク管理委員会を設置し、必要なリスク管理体制及び手法を整備・審議し、取締役会への報告を行い、管理体制の有効性をレビューしており、さらにグループ会社のリスク管理についても、業務の適正を確保するため、相互に協力し、適宜管理、指導を行っている。
- ② 当社グループに関連する様々なリスクに対応するために、グループ社長会、取締役会及び 経営会議において経営戦略リスクの確認と対応評価を実施する。

- ③ 各部門固有のリスクについてはそれぞれの担当部署が関連部署と連携し、必要な規程、規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布等を行い、体制整備を実施する。
- ④ 新たに生じたリスクについては、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を 定め対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- ⑤ グループを含めた「内部統制委員会」を編成し、自己評価と内部監査を実施することにより財務報告の適正性を確保する。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職務権限、意思決定ルールを職務分掌規程に定める。
- ② 定時取締役会を月1回、また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関して意思決定及び取締役の職務執行の管理、監督を行う。
- ③ 取締役会による経営計画、予算の策定及び月次、四半期予実管理を実施する。
- ④ 取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬に関する手続きの透明性・客観性を強化する。

(5) 当該株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループが相互に協力し、ともに繁栄を図るために必要な事項及び関連会社に対する 管理、指導を行う。
- ② グループ会社の経営状況は、社長会で管理し、進捗状況等を取締役会で報告する。
- ③ グループ全体の監視及び監査を適正に行い、当社グループの連結経営に対応するために、 会計監査人及びグループ会社の監査役との連携を図る。
- ④ グループ会社の内部統制システム構築に努め、必要な指導及び支援を実施する。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くこととし、当該使用人は監査等委員会の指揮命令下に置くものとする。

また、当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性を求めた場合、監査等委員会規則の定めにより、監査等委員会は監査等委員でない取締役に要請し、その意見を尊重する。

(7) 取締役(監査等委員である取締役を除く)、執行役員及び使用人が監査等委員会に報告をする ための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 監査等委員である取締役は、取締役会及びその他重要な会議に参画し、随時、報告を求める。
- ② 監査等委員である取締役は、職務執行に必要と判断した事項について、随時、当社グループの取締役、執行役員及び使用人に報告を求めることができる。また、議事録等の情報の記録を閲覧できる。
- ③ 当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、重大な法令違反、定款違反及び会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った場合は、速やかにその事実を監査等委員会に報告する。
- ④ 内部監査室は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部監査の結果その他活動状況の報告を行う。
- ⑤ 当社は前号に従い監査等委員会への報告を行った当社及び当社グループの取締役、執行役員及び使用人に対して、不利益な扱いを行うことを禁じる。

(8) 監査等委員である取締役の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る)について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員である取締役は、取締役社長と定期的な会合を通じて、監査上の重要な事実等について意見交換を行う。
- ② 監査等委員である取締役は、内部統制委員会及びグループ会社監査役との連携を図り、必要に応じて、弁護士等外部の専門家を活用する。
- ③ 当社グループの役員、執行役員及び使用人は、監査等委員である取締役又はその補助使用人から業務執行に関する事項について報告及び関係資料の提出を求められたときは迅速適切に対応する。

- ④ 内部監査室は監査等委員会との連携をとることを「内部監査規程」に定める。
 - i 内部監査室は監査計画立案にあたって監査等委員会と協議する。
 - ii 監査結果について、取締役社長に報告するとともに、取締役会・監査等委員会へ報告する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法の定めにより、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備し、会計監査人との連携を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(11) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ① 反社会的勢力や団体、個人への対応は、本社コーポレート部門に情報を収集し対応する。
- ② 反社会的勢力及び団体、個人とは、取引関係をはじめとする一切の関わりを排除したうえで、企業活動における社会的責任を果たしていくことを基本方針とする。
- ③ 警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と反社会的勢力や団体に関して連携を図る。

(12) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方 当社グループは「内部統制システム構築の基本方針」、「コンプライアンス行動規範」に て反社会的勢力及び団体、個人とは取引関係をはじめとする一切の関わりを排除するととも に、法律を守り、反社会的なことは決して行わないことを明確にする。
- ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社グループは、「反社会的勢力排除規程」を制定し役員及び従業員等に周知徹底し、反社会的勢力が接触を求めてきた場合の対応とその関係を遮断してその被害を未然防止する体制の整備に努める。

- i 当社グループは、コーポレート部門に反社会的勢力に対する統括責任者をおき、その対応並びにその被害を未然防止するために必要な社員に対する教育を担当する。
- ii 当社グループは、警察等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報収集とその管理を行うとともに、反社会的勢力が接触を求めてきた場合の対応マニュアルを整備し、これを社内に周知する体制とする。また、反社会的勢力に属すると思われる者から接触を受けた場合は、警察、暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門家の協力を要請し、組織的な対応を行うものとする。

Ⅱ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・内部統制委員会による定例会議を2回開催しました。主な議題は財務報告に係る内部統制の 評価状況の報告です。
 - ・取締役会を17回開催しました。
 - ・内部統制委員会は、当社グループ各社の内部監査結果を代表取締役社長と取締役会に報告しました。
 - ・当社は警察との連携強化、反社会的勢力に関する情報収集を図るため、奈良県企業防衛対策 協議会に参加することとしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・17回開催した取締役会の資料及び議事録はセキュリティが確保された場所で適切に保管しました。
- ・ 稟議規程、文書管理規程、内部情報管理規程に定めるところにより、文書または電磁的媒体 に記録し、適切に保存されていることを確認しました。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・代表取締役を長とするリスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスクを管理しています。この他、グループ社長会、取締役会及び経営会議の開催などを通じてリスクに関する情報の連携を行うことで、リスク管理の実効性を高めています。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会を17回開催しました。
- (5) 当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・グループ社長会を12回開催し、業務報告及び意見交換を行い、進捗状況を取締役会に報告しました。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・該当事項はありません。

- (7) 取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制 その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - ・監査等委員である取締役が、取締役会、経営会議、内部統制委員会等重要な会議に出席し職 務の遂行状況を確認しました。
- (8) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - 該当事項はありません。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査等委員である取締役は、取締役社長と四半期毎に会合を開催し、監査上の重要な事実に ついて意見交換しました。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から) (2025年3月31日まで)

(単位:千円)

								株	主	本	
					資	本	金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当其	期	首	残	高		1,847	,821	1,389,886	33,693,483	△327,459	36,603,732
当其	期	変	動	額							
剰	余	金 (の配	当					△1,587,393		△1,587,393
親会する	会社 る 当	株主	とに帰 純利	属					905,898		905,898
自司	己株	夫式	の取	得						△59	△59
自司	己 株	夫式	の処	分				8,474		13,205	21,680
	≦資本 明変重		トの項[(純額								_
当期	変	動	額合	計			_	8,474	△681,495	13,146	△659,874
当其	期	末	残	高		1,847	,821	1,398,360	33,011,988	△314,313	35,943,857

	ì				
	その	他の包括	舌 利 益 累	計額	
	その他有価証券評価差額金	為 替 換 算調 整 勘 定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	純資産合計
当 期 首 残 高	1,960,455	△16,238	14,457	1,958,673	38,562,405
当 期 変 動 額					
剰余金の配当				_	△1,587,393
親会社株主に帰属する当期純利益				_	905,898
自己株式の取得				_	△59
自己株式の処分				_	21,680
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	215,624	62,295	60,088	338,009	338,009
当期変動額合計	215,624	62,295	60,088	338,009	△321,864
当 期 末 残 高	2,176,079	46,057	74,546	2,296,682	38,240,540

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数

3社

ヒラノ技研工業株式会社

株式会社ヒラノK&E

HIRANO AMERICA.INC.

2. 持分法の適用に関する事項 持分法の適用はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、HIRANO AMERICA,INC.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

- 4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法 (定額法)

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売

却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕 掛 品 個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原 材 料 総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定率法を採用しております。

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8年~50年

機械装置 7年~18年

② 無形固定資産 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念 債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準に基づき計上しております。

③ 製品保証引当金

当連結会計年度売上高に対する翌連結会計年度以降の無償サービスに備えるため、過去の経験率に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社が製造販売する産業用機器は、顧客との契約に基づいて製造及び販売を行っております。製品の製造に係る契約の多くは顧客仕様のため他に転用できず、履行義務の完了した部分について対価を収受する権利を有していることから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

当該進捗度の見積りの方法は、主として期末日までに発生した原価を全ての履行義務を充足するまでに予想される見積製造原価と比較することにより測定しております。

ただし、見積製造原価を合理的に測定できない場合には、原価回収基準を適用しております。

また、一部の量産部品及び現地における一部の消耗部品交換作業等につきましては、製品の出荷又は製品の検収により履行義務を充足するため、一時点で収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理 しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、当該子会社等の決算日の直物為替相場により円 貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換 算調整勘定に含めて計上しております。

- (6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 退職給付に係る会計処理の方法
 - a 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

c 未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益 累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」 (企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下 [2022年改正会計基準] という。) 等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類おける取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計 基準委員会) 等

1. 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを計算書類に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

2. 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産廃棄損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の 「固定資産廃棄損」は1,480千円であります。 (会計上の見積りに関する注記)

(一定の期間にわたり履行義務が充足される契約に係る見積製造原価)

- 1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 当社及び連結子会社は、当連結会計年度において、一定の期間にわたり移転される財として 47.360.937千円の収益を計上しております。
- 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 当社及び連結子会社においては、一定の要件を満たす特定の機器の製造販売契約は、履行義務の充足に 係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたって収益を認識しております。

当該進捗度の見積りの方法は、主として期末日までに発生した原価を全ての履行義務を充足するまでに 予想される見積製造原価と比較することにより測定しております。

当社及び連結子会社が製造販売する産業用機器は主として受注生産であり、過去の同水準の機器の製造施工実績を踏まえ、個々の案件に特有の状況を織り込んだ実行予算を基礎とするとともに、様々な状況変化を適時適切に見積りに反映し、見積製造原価の継続的な見直しを行っております。

ただし、顧客の要望する機器の操作性、性能等の条件を満たす事を目的とする仕様に基づき製造されるため、製造の進行に伴う顧客・協力会社との協議により設計変更が生じ、それに伴い資材の型式数量、価格の変動、作業工程の変更等が発生することによって、見積製造原価が変動する可能性があります。今後、これらの状況変化によりその見積額が変動した場合には翌期以降の損益に影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

7.152.730千円

2. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額

受取手形 5.571千円

売掛金 1,599,168千円 契約資産 29,420,045千円

3. 前受金のうち、契約負債の金額

契約負債 2,209,161千円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 投資有価証券売却損

当社の連結子会社が保有する投資有価証券のうち、純投資目的の投資信託の一部を売却したことによるものであります。

2. 投資有価証券償還損

当社の連結子会社が保有する投資有価証券のうち、純投資目的の金銭信託の一部が満期償還されたことによるものであります。

3. 貸倒引当金繰入額

当社の取引先に対する債権につき破産更生債権等が発生したことによるものであります。

4. 過年度法人稅等

当社において、2022年3月期から2024年3月期までの課税年度の法人税等について大阪国税局による税務調査を受けております。当局からの指摘につきましては、見解の相違に起因するものでありますが、追加納税見込額等を過年度法人税等として計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数 普通株式 15,394,379株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決	議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株 当 た り 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月定時株主		普通株式	906,799	60.00	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年11月 取 締 役	12日 会	普通株式	680,594	45.00	2024年9月30日	2024年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 2025年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額

680,588千円

② 1株当たり配当額

45円00銭

③ 基準日

2025年3月31日

④ 効力発生日

2025年6月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社及び連結子会社は、資金運用については短期的な預金や安全性の高い金融資産で運用し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額200,895千円)は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:千円)

		連結貸借対照表計上額(*)	時 価 (*)	差額
(1)	投資有価証券			
	① 満期保有目的の債券	400,000	393,318	△6,682
	② その他有価証券	3,880,606	3,880,606	_
(2)	長期借入金(1年内返済予定のものを含む)	(757,732)	(755,464)	△2,267

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該

時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の

算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:千円)

区分	時価					
□ 区方 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
投資有価証券						
その他有価証券						
株式	3,739,419	_	_	3,739,419		
その他	_	141,186	_	141,186		

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:千円)

区分	時価					
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
投資有価証券						
満期保有目的の債券	_	393,318	_	393,318		
長期借入金(1年内返済予定のものを含む)	_	755,464	_	755,464		

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているためその時価をレベル1の時価に分類しております。債券は市場価格又は取引金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基 に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。 (賃貸等不動産に関する注記)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1株当たり当期純利益

2,528円43銭 59円91銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解情報

当社及び連結子会社の事業は、塗工機関連機器、化工機関連機器、その他の産業用機器の3つの事業別報告セグメントで構成されており、各セグメントにおける機器等の製造販売を主な事業内容とし、さらに各事業に関連する事業活動を行っております。これらのセグメントは当社のマネジメント並びに経営資源の配分の決定及び業績の評価に定期的に使用していることから、当該事業別報告セグメントで計上する収益を売上高として表示しております。

売上高は、当該事業別セグメントに加えて、契約履行義務の認識方法により、一時点で移転される財と一定 期間にわたり移転される財に分解しております。これらの分解した売上高と各セグメントの売上高との関連は 以下のとおりです。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				
	塗工機関連機器	化工機関連機器	その他	合計	
売上高 一時点で移転される財 一定期間にわたり移転	6,020 42,014,850	24,557 4,621,248	964,012 724,838	994,590 47.360,937	
<u>される財</u> 顧客との契約から生じ	42,014,830	4,645,805	1,688,851	48,355,528	
る収益	42,020,070	4,043,003	1,000,031	40,333,320	

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社が製造販売する産業用機器は、主として受注生産であり、顧客と当社及び連結子会社が契約時に定める引渡条件に基づき所有権が移転されます。

一部の量産部品につきましては、顧客が製品を受け入れた時点で引き渡しとなる事から、当該製品を出荷した時点で収益を認識しております。また、現地における一部の消耗部品交換作業等につきましては、作業終了後における顧客の検収をもって引き渡しとなる事から、検収時点で収益を認識しております。

これら一時点で収益を認識する取引の対価につきましては、顧客や当該製品の性質により決定されますが、 概ね1年以内に受領しております。

一定の要件を満たす特定の機器の製造販売契約と認識される財又はサービスは、進捗度を合理的に測定できる場合には、顧客との契約において、財又はサービスに対する支配が一定の期間にわたって移転する取引については一定の期間にわたり当該進捗度に基づいて収益を認識しております。進捗度を合理的に測定できない場合には、原価回収基準を適用しております。当該進捗度の見積りの方法は、主として期末日までに発生した原価を全ての履行義務を充足するまでに予想される見積製造原価と比較することにより測定しております。なお、見積製造原価については、製造の進捗等に伴い発生原価に変更が生じる可能性があることから、その見積り及び仮定を継続的に見直しております。

一定の要件を満たす特定の製造販売契約の取引の対価は、履行義務の充足とは別に顧客との契約条件に基づき段階的又は一括で受領いたします。その回収期間は履行義務を全て充足したのち概ね1年以内であります。 進捗度に基づいて収益を認識することにより計上した対価に対する権利として契約資産を認識しております。

契約資産は、契約にかかる履行義務が完全に充足され、対価に対する権利が無条件となった時点で売掛金に振り替えております。契約の履行義務が完全に充足されるまでに、顧客から受領する前受対価を契約負債として認識しており、当該前受対価に係る契約については収益を認識するにつれて取り崩しております。連結計算書類上、契約負債は「前受金」に計上しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	2,782,050
受取手形及び売掛金	2,702,030
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	1.604.740
受取手形及び売掛金	1,004,740
契約資産(期首残高)	27,310,249
契約資産(期末残高)	29,420,045
契約負債(期首残高)	3,252,184
契約負債(期末残高)	2,209,161

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,992,666千円であります。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の合計金額は、47,559,514千円であります。当社及び連結子会社は、この収益を主として履行義務の充足に応じて認識し、当該収益を計上すると見込んだ期間は2025年度から2028年度であります。

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から) (2025年3月31日まで)

(単位:千円)

		t	朱	È	資	Þ	
		資 2	東 剰 🦸	余 金	利	益 剰 余	金
	資 本 金	資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金合 計
当 期 首 残 高	1,847,821	1,339,654	50,163	1,389,818	253,551	23,769,265	24,022,817
当 期 変 動 額							
剰余金の配当				_		△1,587,393	△1,587,393
固定資産圧縮積立金の取崩				_		_	_
当 期 純 利 益				_		128,440	128,440
自己株式の取得				_		_	_
自己株式の処分			8,474	8,474		_	_
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				_		_	_
当期変動額合計	_	_	8,474	8,474	_	△1,458,953	△1,458,953
当 期 末 残 高	1,847,821	1,339,654	58,638	1,398,292	253,551	22,310,312	22,563,863

	株主	資 本	評価・換	算差額等	
	自己株式	株主資本計	その他有価証券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当 期 首 残 高	△327,459	26,932,997	1,984,375	1,984,375	28,917,373
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△1,587,393			△1,587,393
固定資産圧縮積立金の取崩		_			-
当 期 純 利 益		128,440			128,440
自己株式の取得	△59	△59			△59
自己株式の処分	13,205	21,680			21,680
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)		_	192,138	192,138	192,138
当期変動額合計	13,146	△1,437,332	192,138	192,138	△1,245,193
当 期 末 残 高	△314,313	25,495,665	2,176,514	2,176,514	27,672,179

(注) その他利益剰余金の内訳

	固 定 資 産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益 剰余金合計
当 期 首 残 高	63,461	3,330,000	20,375,804	23,769,265
当 期 変 動 額				
剰余金の配当			△1,587,393	△1,587,393
固定資産圧縮積立金の取崩	△3,622		3,622	_
当期純利益			128,440	128,440
自己株式の取得				_
自己株式の処分				_
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				-
当期変動額合計	△3,622	_	△1,455,330	△1,458,953
当 期 末 残 高	59,838	3,330,000	18,920,474	22,310,312

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 満期保有目的の債券 償却原価法 (定額法)
 - ② 子会社株式 移動平均法による原価法
 - ③ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却 原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 仕掛品 個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 原 材 料 総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに 2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採 用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8年~50年

機械及び装置 7年~18年

(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する 減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準に基づき計上しております。

(3) 製品保証引当金

当事業年度売上高に対する翌事業年度以降の無償サービスに備えるため、過去の経験率に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき 計上しております。

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定 の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理してお ります。

4. 収益及び費用の計上基準

当社が製造販売する産業用機器は、顧客との契約に基づいて製造及び販売を行っております。製品の製造に係る契約の多くは顧客仕様のため他に転用できず、履行義務の完了した部分について対価を収受する権利を有していることから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

当該進捗度の見積りの方法は、主として期末日までに発生した原価を全ての履行義務を充足するまでに予想される見積製造原価と比較することにより測定しております。

ただし、見積製造原価を合理的に測定できない場合には、原価回収基準を適用しております。

また、一部の量産部品及び現地における一部の消耗部品交換作業等につきましては、製品の出荷又は製品の検収により履行義務を充足するため、一時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項 該当事項はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

(損益計算書)

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産廃棄損」は、金額 的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の「固定資産廃棄損」は 647千円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

(一定の期間にわたり履行義務が充足される契約に係る見積製造原価)

- 1. 当事業年度の計算書類に計上した金額 当社は、当事業年度において、一定の期間にわたり移転される財として28,972,547千円の収益を計上しております。
- 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 連結計算書類「連結注記表(会計上の見積りに関する注記) | に記載の内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 6,301,781千円

2. 前受金のうち、契約負債の金額

契約負債 1,680,751千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権111,634千円短期金銭債務3,574,041千円

4. 取締役に対する金銭債務

長期金銭債務 39,860千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 101,303千円 仕入高 1,569,265千円 営業取引以外の取引による取引高 221,716千円

2. 貸倒引当金繰入額

当社の取引先に対する債権につき破産更生債権等が発生したことによるものであります。

3. 過年度法人稅等

当社において、2022年3月期から2024年3月期までの課税年度の法人税等について大阪国税局による税務調査を受けております。当局からの指摘につきましては、見解の相違に起因するものでありますが、追加納税見込額等を過年度法人税等として計上しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 270,183株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

<u> </u>	
賞与引当金	67,170千円
退職給付引当金	128,497千円
長期未払金	12,280千円
減損損失	13,116千円
資産除去債務	5,276千円
売上計上認容額	1,829,914千円
棚卸資産評価損	16,361千円
未払販売手数料	284,525千円
その他	239,364千円
繰延税金資産小計	2,596,507千円
評価性引当額	△171,367千円
繰延税金資産合計	2,425,139千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△963,083千円
売上原価計上認容額	△1,279,324千円
資産除去債務に係る除去費用	△1,191千円
固定資産圧縮積立金	△26,593千円
前払年金費用	△41,575千円
繰延税金負債合計	△2,311,767千円
繰延税金資産(負債)の純額	113,372千円

(関連当事者との取引に関する注記) 子会社及び関連会社等

(単位:千円)

種類	会社等の 名 称	住 所	資本 金 は 登 出 資 金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決 権等 有 所 合	関係の 乗任等	内 容 上 係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ヒラノ技研工業㈱	奈良県橿原市	50,000	塗工機関連機器・化工機関連機器製造・販売	所有 直接 100%	兼任 1人	当 社 へ の 製 品 及 び 部品の供給	製品・部 品の仕入 (注)	956,351	買掛金	1,335,736
										電子記録債務	103,015
子会社	㈱ヒラノ K & E	奈 良 県 北葛城郡 河 合 町	30,000	化工機関連機 器・染色整理 機械・部品製 造・販売及び 修理 改 造等	所有 直接 100%	兼任 2人	当社への製品及び部品の供給	製品・部 品の仕入 (注)	611,973	金性買	76,354
										電子記録債務	58,934
								資金の借入	2,000,000	短期借入金	2,000,000
子会社	HIRANO AMERICA, INC.	アメリカ合衆国 ジョージア州	2,300,000 USD	メンテナンス サービス及び 各種工事	所有 直接 100%	兼任 1人	工事指導員 の派遣等	工事に係る 役務提供	96,527	売 掛 金	194
										契約資産	101,447
										未 収 金	3,964

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 製品・部品の購入については、他の取引先の条件を勘案し交渉の上決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 1 株当たり当期純利益 1,829円66銭 8円49銭

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

連結計算書類「連結注記表(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。